

(平成十八年所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正)
 第二十五条 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第九十九条 省 略

234 省 略

5 信託契約締結法人の施行日以後に終了する事業年度(会社法施行日以後に終了する事業年度に限る。)の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十五条の六の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第二項第一号ロ	第一項の表の第二号	第一項		
			省 略	省 略	省 略
省 略	連結事業年度に	省 略	省 略	省 略	省 略
省 略	所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「令和二年旧措置法」という。)第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。)に				

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第九十九条 同 上

234 同 上

5 同 上

同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上

同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

第八項				第七項	第四項から第六項まで
省略	場合を含む。）		により、当該 ないとき） 提出できる者で 色申告書により 定申告書等を青 該事業年度の確 合において、当 該事業年度の確 該当していた場 合において、当 該事業年度の確 定申告書等を青 色申告書により 提出できる者で ないとき）	第六十八條の四十五第一項 が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき）	第六十八條の四十五第一項
省略	場合に	当該効力を失つた日）を含む	により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項 について、法人税法第六十四條の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四條の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が	旧効力措置法第六十八條の四十五第一項

同上					第四項から第七項まで
同上					同上
同上					同上

6・7 省略

第十七項	第十六項	第十五項			第十四項		
省略	省略	省略	第二項 第五十五条の六	九項前段 第五十五条第十	省略	省略	第二項
省略	省略	省略	項 旧効力単体措置法第五十五条の六第二	前段 令和二年旧措置法第五十五条第十九項	省略	省略	項

6・7 同上

同上	同上	同上			同上		
同上	同上	同上	第二項 第五十五条の六		同上	同上	
同上	同上	同上	項 旧効力単体措置法第五十五条の六第二		同上	同上	